

「旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例」の概要

【規制内容】

指定区域内の公共の場所で、次の行為を禁止します。

→「公共の場所」：道路、公園、広場、駅、興業場、飲食店その他公衆が通行し、又は出入りできる場所

(1) 客引き・誘引行為

性風俗営業や、キャバクラ・ニュークラブ・パブ・クラブなど接待をして飲食をさせる行為の提供を受ける客又は風俗案内の利用者となるよう、客引き又は誘引することを禁止します。

→「客引き」：不特定多数の人の中から、特定の人に対して積極的に客になるように個別具体的な交渉を行うこと。

→「誘引」：不特定多数の人に呼びかけたり、ビラなどを配ったり提示したりして、客などになるように誘うこと。

(2) 勧誘・誘引行為

性風俗営業や、キャバクラ・ニュークラブ・パブ・クラブなど、接待をして飲食させる行為の従事者、アダルトビデオなど人の性的好奇心をそそる写真・映像のモデルとなるよう、勧誘又は誘引することを禁止します。

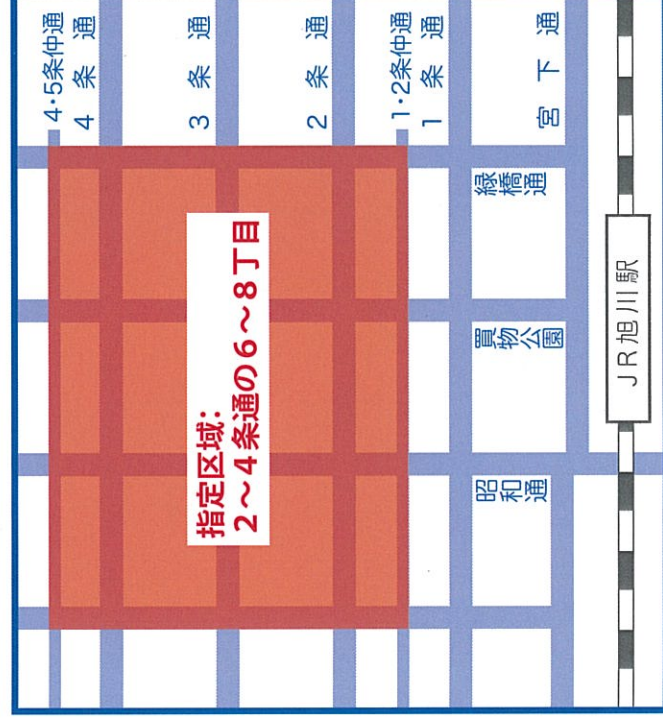
→「勧誘」：通行人など不特定の人の中から、特定の人に対して上記の業種で働くことや出演することを積極的に勧め、誘うこと。相手方が勧誘に応じたかどうかは関係ありません。

(3) 客待ち行為

(1)、(2)の客引き・勧誘・誘引行為を行う目的で、街頭に立つなどして相手方となる人を待つことを禁止します。

【指定区域】

(1)～(3)の行為が禁止となる区域は、2～4条通の6～8丁目全域(この区域を囲む道路を含む)です。



お問い合わせ先
旭川市防災安全部交通防犯課
電話 0166-25-6215 (直通)

平成26年7月から・さんろく街周辺で

客引き・スカウト(勧誘)行為は禁止!!

客待ちも禁止!!

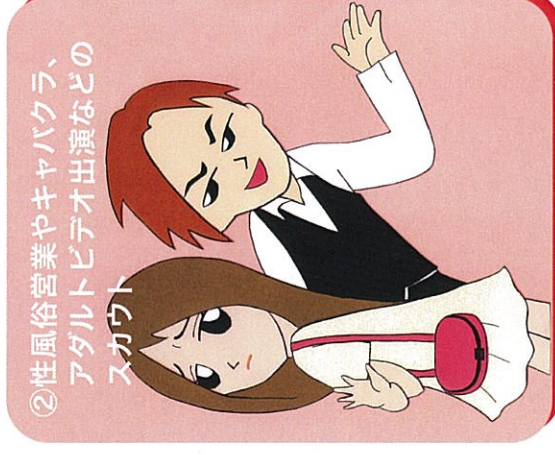
～「旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例」・平成26年7月1日施行～

「さんろく街」を中心に、市民や観光客など皆さんが安心して生活・通行できるように、公共の場所での客引き・スカウトなどを規制します。

【禁止となるのは・・・】



①性風俗営業やキャバクラ、アダルトビデオ出演などのスカウト



②性風俗営業やキャバクラ、アダルトビデオ出演などのスカウト



③①・②の客引き、勧誘のための客待ち

【対象区域は・・・】

2～4条通の6～8丁目(裏面の地図を参照)

【罰則は・・・】

- ▼客引き、勧誘を行うと50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
 - ▼常習者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ▼金品を渡すなどして、他人に客引き、勧誘をさせた者は、100万円以下の罰金(常習者は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)
 - ▼従業員に客引きをさせた法人なども罰金
- ※客待ちは、罰則なし

旭川市防災安全部交通防犯課 電話 0166-25-6215 北海道警察旭川方面本部生活安全課 電話 0166-35-0110
旭川中央警察署 電話 0166-25-0110 旭川東警察署 電話 0166-35-0110